

厚生労働大臣が定める揭示事項①

1. 事業者の概要

法人名 : 医療法人社団 悠翔会
所在地 : 東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル7階
連絡先 : 電話 03-3289-0606 FAX 03-3289-0607
代表者 : 佐々木 淳

2. 事業所の概要

事業所名 : 悠翔会訪問看護ステーション東京
所在地 : 東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル7階
連絡先 : 電話 03-5733-5277 FAX 03-5733-5266
管理者名 : 椎名 美貴
事業所番号 : 1360390593
ステーション番号 : 7493448
サービス種類 : 介護予防訪問看護・訪問看護
サービス提供地域 : 港区、新宿区、渋谷区、千代田区、中央区の一部

3. 営業日および営業時間

平日・祝日 : 8:30 ~ 17:30
定休日 : 土曜日、日曜日、年末年始(12月29日~1月3日)

※ただし、利用者の状態によって24時間対応可能な体制を整えています。

4. 職員体制および職務内容(令和7年1月現在)

- (1) 管理者(看護師) : 常勤1名
従事者の管理及び看護サービス提供
- (2) 看護師(正看護師) : 常勤3名
訪問看護サービスの提供

5. 事業の目的

ご自宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供します。

6. 運営方針

- (1) 早期退院の支援: 即日の退院も柔軟に対応します。
- (2) 再入院の予防: 異常を早期発見して、迅速かつ密な連携で早期診察治療が可能です。
- (3) 予期されるリスクに備えて安心を提供します。
- (4) 納得した生きかた、暮らしを支援: 望む場所で最期まで過ごせるように、悠翔会の専門チームならびに地域や各関係機関と協働します。

7. サービス提供内容

- (1) 病状や体調の観察
- (2) 日常生活・在宅療養のアドバイス、および家族への介護相談・ケアのアドバイス
- (3) 日常生活の援助(食事・清潔・排泄など)
- (4) 服薬管理・服薬支援
- (5) スキンケア・外傷や褥瘡の処置、フットケア
- (6) 吸引・点滴・注射などの医療処置
- (7) 医療機器の管理(呼吸補助換気、電動ポンプなど)
- (8) 在宅での緩和ケア・看取りの援助、旅立ちの準備(エンゼルケア)
- (9) ご本人・ご家族への精神的ケア
- (10) リハビリテーション・呼吸理学療法 など

8. 利用料

- (1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) サービス提供地域外の居宅を訪問して訪問看護サービスを提供する場合、交通費として500円/月がかかります。
- (3) サービス当日朝9時以降のご連絡によるキャンセルの場合、キャンセル料として実費分がかかります。
※ ただし、利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。
- (4) 料金のお支払い方法
 - ① 原則として、お支払い方法は口座振替となります。
 - ② 事業所は、当月利用金額の合計額請求書を15日ころまでに利用者に交付します。
 - ③ サービス提供の翌月27日(土日祝日の場合は翌営業日)に事前に指定を受けた口座から振り替えます。振り替えの翌月に領収書を郵送いたします。

厚生労働大臣が定める揭示事項②

9. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者、市町村等に対して連絡等を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録のうえ、事後原因を解明して再度の発生を防ぐための対策を講じます。

10. 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に損害を賠償します。但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供時中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

12. 感染症などの対応、及び衛生管理等について

ご本人・家族の方が発症された場合は速やかにご連絡ください。スタッフにより媒介を防ぐ目的で訪問を控えさせていただく、または訪問日時を調整させていただく場合があります。スタッフの発症については代替りの者が訪問させていただく場合やキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、年1回以上の健康診断の受診など、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

13. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

14. 接待・謝礼・贈答品のお断り

当事業所ではご利用いただく皆様方に余分なご負担をおかけしないという趣旨から、お茶やお菓子などの接待及び謝礼や贈答品などの供与につきましては固くお断りいたします。なにとぞご理解ください。

15. 医療費控除について

訪問看護サービスは医療費控除の対象となりますので確定申告で申告できます。
領収書は大切に保管くださるようお願いいたします。領収書の再発行はいたしません。

16. 介護保険法等の改正について

国の定める「介護給付費（介護報酬）」および「指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準」などの改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備および運営に関する基準は国が定める「介護給付費（介護報酬）」および「指定居宅サービスなどの事業に人員、設備および運営に関する基準」などに準拠するものとします。

17. その他

定期的、もしくは随時、保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。なお、内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください

18. 相談窓口・苦情対応について

(1) 事業所の窓口

電話番号 : 03-5733-5277
担当部署 : 医療法人社団悠翔会 悠翔会訪問看護ステーション東京
担当者 : 椎名 美貴 (しいな みき)
解決責任者 : 関根 淳之 (せきね きよゆき)
受付時間 : 8:30~17:30

(2) 公的機関の窓口

公的機関においても苦情申出等ができます。

① 各市町村相談窓口

○港区介護保険課
所在地: 港区芝公園1丁目5番25号 電話番号: 03-3578-2881

○新宿区介護保険課
所在地: 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話番号: 03-5273-4176

○渋谷区介護保険課
所在地: 渋谷区宇田川町1-1 電話番号: 03-3463-1997

○千代田区役所 高齢介護課
所在地: 東京都千代田区九段南1-2-1 電話番号: 03-5211-4336

○中央区役所 介護保険課
所在地: 中央区築地1丁目1番1号 電話番号: 03-3546-5377

② 東京都国民健康保険団体連合会

所在地: 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号: 03-6238-0011